

鳥取縣公報

昭和二十二年一月十七日 金曜日

告

示

一月七日認可した。

昭和二十二年一月十七日

鳥取縣知事 林 敬 三

◇鳥取縣告示第十四號

家畜商免許試験を次のように施行するから試験を受けたい者は二月十五日迄に縣廳に到着するよう願書を提出せられたい。

昭和二十二年一月十七日

鳥取縣知事 林 敬 三

一、試験種目

牛商、馬商、豚商、綿羊商、山羊商

敬 三

二、試験科目

鳥取縣告示第十三號
東伯郡北谷村志津尾田耕地整理組合換地處分の件昭和二十二年
一月七日認可した。
昭和二十二年一月十七日

鳥取縣知事 林 敬 三

一、試験種目

(1) 筆記試験
(2) 善產の大意

(一) 家畜衛生、家畜傳染病及び消毒法の大意
(二) 家畜飼養管理の大要

(三) 家畜取引關係法規の大要

(四) 口答試問

(五) 筆記試驗

(六) 試験期日

昭和二十二年二月二十三日午前九時半より

午前十時半まで。

昭和二十二年二月二十三日午前十一時より

午後四時まで。

四、試験場

鳥取市東町

鳥取師範學校講堂

五、願書は家畜商取締規則第四條及鳥取縣令第一號（昭和十七年一月十三日昭和十九年一月縣令第二號改正）第一條第二十二條參照の上市町村役場縣農業會郡市支部及地方事務所を經由して提出せられた。

三、助產のため支出する費用は左による。
(一) 出產に際して妊娠婦が配給を受ける材料費（ガーゼ、脱脂綿、ネル、晒等）は公定價格等による實費を支給する。
但し前項の材料費は妊娠婦に直接支給しても差し支へない。

六、免許申請者は試験當日午前九時までに試験場受付係に届出ること。

七、受験者は試験當日筆記用具及び晝食を持参すること。

◆鳥取縣告示第十五號

昭和二十一年十月鳥取縣告示第四百號生活保護法による保護等のために支出する費用の基準中次のようて改め昭和二十一年十一月一日からこれを適用する。

昭和二十二年一月十七日

鳥取縣知事 林 敬 三

鳥取師範學校講堂

鳥取市東町

鳥取師範學校講堂

五、願書は家畜商取締規則第四條及鳥取縣令第一號（昭和十七年一月十三日昭和十九年一月縣令第二號改正）第一條第二十二條參照の上市町村役場縣農業會郡市支部及地方事務所を經由して提出せられた。

三、助產のため支出する費用は左による。
(一) 出產に際して妊娠婦が配給を受ける材料費（ガーゼ、脱脂綿、ネル、晒等）は公定價格等による實費を支給する。

但し前項の材料費は妊娠婦に直接支給しても差し支へない。

三、物價調整上必要のあるときはこの物品の販賣につき制限もしくは禁止することがある。

引程度）以内とする。

◆鳥取縣告示第十六號

價格等取締規則第三條の規定により「輕便灯」の販賣價格の届出があつたのでこれを受理した。

昭和二十二年一月十七日

鳥取縣知事 林 敬 三

一、届出人住所、名稱及び氏名

鳥取市鎌治町一三

鳥取縣商業統制組合

二、届出品及び價格

(一) 品名 輕便燈

(二) 販賣價格 單位 一箇 (100瓦入)
縣商統卸賣價格 小賣業者販賣價格
一〇圓〇〇

00328

00329